

## 標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和6年3月27日付け5茅都政第229号により、命ぜられています。

## 記

### 1. 対象となる特定空家等

所在地 茅ヶ崎市南湖五丁目3960番1号  
用途 住宅

### 2. 措置の内容

- (1)不特定の者が容易に侵入しないように、北側及び南側門扉を施錠すること。
- (2)ブロック塀が倒壊しないように、北側道路、東側水路及び西側隣地に面するブロック塀の傾斜や破損部を補強もしくはブロック塀を除却すること。
- (3)ブロック塀が倒壊しないように、北側道路に面するブロック塀に干渉する樹木を伐採すること。
- (4)枝等が周辺の道路等や隣地にはみ出し、歩行者等の通行の妨げとならないように、敷地境界線を越境する全ての樹木の剪定もしくは伐採すること。
- (5)西側の枝が電線にかかっており、漏電火災が発生しないように、電線にかかる全ての枝の剪定もしくは伐採すること。
- (6)対象となる特定空家等を除却する場合は、特定空家等の敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。
- (7)特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

### 3. 命ずるに至った事由

- (1)上記空家等の門及び塀が破損し、傾斜、ひび割れが生じている状態。
- (2)門、塀など上記空家等が全体的に老朽化しているため、門や塀等の破損が進行し、そのまま放置すれば、工作物の倒壊等によって、通学路を歩く児童を含む通行人に当たり傷を負わせる、隣家や周辺の敷地内に崩落し住民に傷を負わせる又は建物等を損壊させるなど、通行人や隣家、周辺に対し損傷を与える重大で切迫性の高い被害が生ずることが予見され、著しく保安上危険となる恐れがある状態。
- (3)上記空家等の北側及び南側門扉の施錠がされていないので、不法侵入等による火災が発生し通行人や隣家に対し被害を及ぼす恐れのある状態。枝等が北側車歩道部分及び東側、西側及び南側敷地外にはみ出しており、また、西側電線にかかっており、通学路を歩く児童を含む通行人に当たり傷を負わせる又は通行を妨げる、火災が発生し隣家や周辺に延焼するなど、通行人や隣家、周辺に対し重大で切迫性の高い被害を及ぼす恐れのある状態。その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

### 4. 命令の責任者 茅ヶ崎市都市部都市政策課長 深瀬 純一

連絡先 0467-81-7181

### 5. 措置の期限 令和6年6月30日